

令和8年6月播磨町議会定例会  
**一般質問通告書**

兵庫県播磨町議会

# 令和8年6月播磨町議会定例会 一般質問通告書目次

質問日	順番	会派・議員名	ページ
6月 9日 (火)	1	(無所属) 竹内 基就	1
〃	2	公明党 木村 晴恵	4
〃	3	(無所属) 浅原 俊也	10
6月10日 (水)	4	チーム新星 細田 武男	14
〃	5	チーム新星 大北 良子	21

令和8年6月1日

播磨町議会  
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員  
無所属 竹内 基就

## 一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

### 記

質 問 事 項	答 弁 者
1 薬物乱用・不適切な使用の防止を	町 長
2 さらに熱中症対策を	町 長

## 1 薬物乱用・不適切な使用の防止を

(1) 令和8年1月、日本のプロ野球球団に所属していた選手がゾンビたばこも呼ばれる指定薬物「エトミデート」を使用した罪で逮捕され、その後契約解除、有罪判決を受けた事件は大きく世間を騒がせました。「エトミデート」の使用では令和7年5月から12月までに全国で27人が検挙され兵庫県内への流入も危惧されます。また、近年は大麻の使用による検挙者も若年層を中心に増加傾向にあり、兵庫県での検挙者も過去最多を更新し続けています。こうした背景にはSNSの普及などで容易に入手できてしまう点や有害性に関して誤った認識を持ちやすくなったことなどが原因と考えられますが、町としての正しい情報の提供や違法性の周知について、以下の質問をします。

- ① 町内における違法薬物使用による検挙件数は。
- ② 違法薬物使用の低年齢化が指摘されているが、大麻や覚せい剤などの違法薬物の使用禁止について、中学校で注意喚起はどう行っているのか。
- ③ SNSを通しての違法薬物の入手事例が増えているが、SNSの正しい使い方を指導する際に、違法薬物に関する危険性の警告や啓発も行っているのか。
- ④ 令和8年5月にも県内で匿名性の高いSNSを使い大麻を入手したとされる高校生が逮捕される事件が起きている。そのため、若年層全体に向けた注意喚起や啓発を行う考えは。

(2) 若年層では大麻などの違法薬物だけでなくオーバードーズと呼ばれる市販薬の過剰摂取も近年問題視されています。オーバードーズによる救急搬送は、この5年で3倍に増加したともいわれ、令和7年5月には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が一部改正されたことにより、18歳未満への市販薬の販売の規制が強化されましたが、町としての市販薬の過剰摂取・乱用への対策を問います。

- ① オーバードーズと呼ばれる市販薬の過剰摂取が、中学生にも広まりを見せるが、町内の小中学校でオーバードーズの事例や疑い例は報告されているのか。

- ② 学校としてオーバードーズの対応は想定しているのか。
- ③ SNSでの誤った情報が乱用拡大の原因の一端とされるが、薬の適切な使用と服用を呼び掛ける啓発動画などを作る考えは。
- ④ 薬に頼る背景には、孤立や生きづらさもあるとされるが、中学生や高校生に対する相談窓口はどうなっているか。

(3) 大麻やアヘン成分を含んだケシは日本でも自生することがあり、毎年、春から初夏にかけて問題になっていますが、町における対策を問います。

- ① アツミゲシなど大麻成分を含んだケシの発生は、町内で確認されているのか。
- ② 確認された場合の対応策は。

## 2 さらなる熱中症対策を

令和7年は5月から9月の熱中症による救急搬送者数が10万人を超え、過去最多を更新しました。そのうち、死亡者は117人とされています。今年も5月にして30度を超える日が各地で報告され、6月から8月の気温は高めでの推移が予想されるなど猛暑が考えられます。もはや例年になりつつある猛暑に対しての町としての対策を問います。

- ① エアコンの使用が必須と考えることから、町独自の電気代補助を行う考えは。
- ② 熱中症警戒アラート発令時に不要不急の外出自粛を呼びかける考えは。
- ③ 熱中症は室内でも多く報告されている。そのため、早い時間や時期からのエアコンの使用を改めて啓発する考えはないのか。
- ④ 地域クラブ活動における熱中症対策の現状は。

令和8年6月1日

播磨町議会  
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員  
公明党 木村 晴恵

## 一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

### 記

質 問 事 項	答 弁 者
1 ワクチン接種助成拡充について	町 長
2 避難所の安全確保整備について	町 長

## 1 ワクチン接種助成拡充について

### (1) 肺炎球菌ワクチンについて

高齢者の肺炎球菌ワクチンは平成26年10月1日より、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）が定期接種となり、65歳の方及び60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方等が対象となり、実施されてきました。制度開始時に65歳を過ぎていた方にも対応するため、65歳から100歳までの5歳ごとの年齢の方に5年間の経過措置が2回導入され、計10年間実施されました。令和6年3月末でこの経過措置は終了し、現在は65歳の方及び60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方等が定期接種の対象となっています。

高齢者において、肺炎はがんや心疾患に次いで主要な死亡原因の一つであり、肺炎の原因菌として、肺炎球菌が最も多いと言われています。高齢者の肺炎は、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすく、肺炎による死亡率は65歳以上で急激に上昇しており、肺炎の予防対策の重要性は年々高くなっています。

より肺炎の罹患や重症化リスクが高い70歳、75歳などの経過措置対象者における接種機会の減少や接種率の低下が懸念されています。過去に接種していても、現在はワクチンの効果が十分でない高齢者が多く存在し、肺炎による入院や要介護認定者は70歳代以降に集中しています。最も肺炎を予防すべき高齢者層が制度上十分にカバーされていない状況が生じていると思います。

令和8年4月からは定期接種に使用するワクチンが、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）へ変更されました。このワクチンは免疫応答の質や持続性の向上で、これまでのワクチンより優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を期待しています。

本町において現在実施している接種助成制度をより充実拡大し、高齢期に肺炎球菌ワクチンを接種することは、健康寿命の延伸や医療費・介護費の抑制、新興感染症流行時や災害時の住民の安全にもつながる費用対効果の高い未来への投資ではないでしょうか。

以上のことから伺います。

- ① 令和8年4月から町独自で再接種費用の一部助成が開始されました。定期接種の制度変更も踏まえ、今後、高齢者の肺炎予防対策を強化する考えは。
- ② 令和6年3月末の経過措置終了後、令和6年度及び令和7年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種率は。
- ③ 現行制度と町独自の助成の狭間にある高齢者への対応は必要であると考えますが、見解は。
- ④ 年齢の上昇とともに重症化のリスクも高まり、特に後期高齢期以降でその傾向が高いと言われています。66歳以上の高齢者をどう守るのが自治体の大きな課題であると思っています。沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）という有効性・持続性に優れたワクチンが接種可能となった今、対象者のみにとどまらず、助成対象を拡充する考えは。

## (2) 男性へのHPVワクチン接種について

令和7年3月定例会の代表質問でも質問させていただいておりますが、男性へのHPVワクチンについてお聞きします。

現状では、女性のHPVワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種の対象であるのに対し、男性は接種による肛門がんや中咽頭がんなどの予防効果は認められているものの、公費を投じる際の費用対効果などの検討課題があると判断され、任意接種という位置づけで、原則として費用が発生しています。

そのため、自治体独自で全額または一部を助成する動きが全国的に広まってきています。

そこで伺います。

- ① 本町では、男性へのHPVワクチン接種について、1回あたり上限17,000円の助成をしていただいております。住民の生命を重視したすばらしい取組であると感謝していますが、助成額を超えた金額は自己負担となっております。女性を対象としたHPVワクチン接種と同様に全額を助成する事業へと転換する考えは。

## 2 避難所の安全確保整備について

近年、自然災害の相次ぐ発生や激甚化で、今後の南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などが想定され、危ぶまれています。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等々、災害発生時に避難所生活で体調を崩すなどして亡くなる災害関連死が後を絶たず、熊本と大分の両県では建物倒壊などによる直接死に対し、災害関連死は4倍超となっています。

避難所や福祉避難所での避難生活は長期化するケースも多く、物資供給や衛生管理の備えは重要です。平時から災害に備える事前防災の推進として、避難所生活の環境改善や物資備蓄、災害関連死の防止など、災害リスクの把握や被害想定精度の向上を図り、民間企業やNPOなどあらゆる関係者との連携体制の構築を推進していくことが重要です。特に高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者が福祉避難所での良好な生活環境を確保できるよう、本町の防災力を向上させ、この町のどこにいても安全で安心のまちづくりを目指していくことが必要ではないでしょうか。

#### (1) 福祉避難所における、妊産婦・乳幼児の「専用避難所」を

はじめに、神奈川県立保健福祉大学教授で産婦人科医でもある、吉田穂波氏のコメントの抜粋を紹介します。

「妊産婦は全人口のわずか約0.6%で、産後間もない母子は圧倒的な「少数派」だ。しかし、支援の遅れが命に直結することを忘れてはならない。東日本大震災では、ゼロ歳児の死亡率が平時の約6倍に跳ね上がった。妊産婦が抱えるニーズは幅広く、妊娠週数や年齢、初産か経産かなど一人一人の状況によって異なる。1か所に集まり、個々に応じた支援を提供しやすい母子専用避難所を設ける意義は大きい。一般の避難所では、妊産婦は周囲への気兼ねから助けを求められず孤立しやすい。そうならないよう、専用避難所の整備と併せて地域全体で進めていきたいのが、自ら助けを求める「受援力」の向上だ。頼ることを通じて人とつながることにもなり、平時から頼り合える地域づくりが、そのまま災害時の力にもなる。専用避難所の整備は、次世代の命を守ることにほかならない。各自治体には、平時からの子育て支援などの延長線上にあるものと捉えて取り組んでもらいたい。」と各自治体に求められています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の際、石川県輪島市では、市内に設置した11か所の福祉避難所のうち、2か所を母子専用避難所として開設しまし

た。必要な物資や医療サービスが迅速に提供できるよう開設された同避難所は、同年代の子供を持つ母親同士など、置かれた状況の近い人々が集まったことで交流が生まれ、不安を緩和する役割も果たしたといえます。

市担当者は、「一般の避難所では妊産婦らの細かなニーズが埋もれてしまう恐れがあった。専用避難所を設けたことで、母子の声に耳を傾けて対応できる体制が確保できた。」と振り返っています。

母子専用避難所を全国で初めて整備したのは東京都文京区で、備蓄庫には、非常食や毛布など一般的な備蓄品とは別に、急な出産に対応できるよう非常時用の分娩セットを備えており、アレルギー対応粉ミルクや紙おむつ、すぐに使える哺乳瓶、ベビーベッドなど新生児用品も幅広くそろえています。また、助産師会などの協力を受け、助産師、看護師、医師らが専用避難所を巡回し、妊産婦が相談しやすい体制を目指しているそうです。

これらの先駆け地域の前例と母子の声を真摯に受け止め、お伺いします。

- ① 福祉避難所の整備として、妊産婦及び乳幼児の専用避難所を設置する考えは。
- ② 福祉避難所への受け入れ対象者の把握は。
- ③ 福祉避難所の良好な環境を確保するために必要な物資の状況は。
- ④ 福祉避難所の運営に必要な国や県及び関係機関との連携体制は。
- ⑤ 福祉避難所の運営に当たって、町の体制や訓練、研修などは。
- ⑥ 福祉避難所確保の現状は。

## (2) 指定避難所受付に関する整備について

本町では、これまで幸いなことに指定避難所の本格的な運用に至る事態はなかったように認識しております。

防災対策は、平時から備えを進め、万が一の際にスムーズな対応ができるようにすることが重要と思います。避難所運営のさらなる円滑化に向けた検討を進めていくことは、地域の安全・安心につながると考えます。

近年多くの自治体でデジタル技術を活用した避難所受付システムの導入が進められています。QRコードやスマートフォン等を活用した避難所チェックインシステムでは、避難者が事前に登録した情報に基づき、発行されたQRコードを

避難所受付でスキャンするだけで登録が完了する方式となっています。

システム導入により、記入作業が簡素化され、受付や避難所の混雑緩和につながるるとともに、避難所ごとの避難者数や属性をリアルタイムで把握することができ、避難者の適切な誘導も可能になります。必要な支援物資の供給や健康管理に役立てることができ、職員の業務負担の軽減にもつながります。

従来の名簿管理の運用は、本町の重要な防災対策の一環として位置づけられているものと認識しております。それをカバーする形でシステムを導入し活用することは、さらなる安全・安心な避難所運営の構築につながると考えます。

本町の防災力をより強化し、万が一の災害時に地域住民が安心して避難できる環境・仕組みを整えるために、避難所受付業務のさらなる発展について前向きに検討し、避難所チェックインシステムの導入の可能性を図ることが重要ではないかと考えます。

そこで伺います。

- ① 本町において、避難所チェックインシステムを導入する考えは。
- ② 指定避難所の受付手続きに係る職員の負担軽減や、避難者の利便性向上の観点から行った工夫や改善策、検討した事例等あればお聞かせください。
- ③ 指定避難所開設時の混乱防止策や体制の整備、平時から避難者が準備しておくべきことなど検討事例や活動事例を踏まえて、取り組んでいることがあればお聞かせください。

令和8年6月1日

播磨町議会  
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員  
無所属 浅原 俊也

## 一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

### 記

質 問 事 項	答 弁 者
1 部活動などにおける移動等の安全管理について	教育長
2 町税における環境性能割の廃止について	町 長
3 省エネエアコンの購入、買換えの補助について	町 長

## 1 部活動などにおける移動等の安全管理について

福島県郡山市の磐越自動車道で令和8年5月6日、北越高等学校の男子ソフトテニス部の生徒を乗せたマイクロバスがガードレールに突っ込み、生徒1人が死亡するという事故が起きました。今回の事故は部活動の遠征中に起き、全国でも同様の事故が多数あることから他人事ではないという声が上がっています。

兵庫県でも、令和8年5月10日に加古川バイパスで、部活動の遠征中に生徒を乗せたマイクロバスが乗用車に追突し、生徒らがけがをする事故が発生しています。

福島県の事故は、まだ全容が解明されていない中で分かっていることは、レンタカーが使われ、運転していたのはプロのドライバーでなかったということです。現場任せになっていて、結果として安全面に問題があったことは確かではないでしょうか。

新聞によると、文部科学省が各学校に策定を義務付けている「危機管理マニュアル」に関する指針で、部活動を含む郊外活動では関係者との事前協議による安全確保を求めるが、具体的運用は現場に委ねている。スポーツ庁が令和7年に策定した部活動指針にも、移動中の安全に関する言及はないとあります。

また、兵庫県教育委員会においては従来、部活動での遠征時の移動は原則、公共交通機関とし、貸し切りバスの利用も認めてきたが、福島県での事故を受けて、引率教職員の同乗や運行中の安全確認などを定め、県立学校や県内教育事務所に通知をしたとあります。

度重なる事故を受けて、国の指針を待たずに、独自に取り組む自治体も今後増えていくと思われます。

町外での活動や遠征はとても貴重な経験ですが、生徒の安全が最優先です。

近年は部活動の大改革が行われています。中学校の部活動の地域クラブへの移行が進む中で、本町における町内外への移動等の安全についての考え方、方針についてお尋ねします。

- ① 全ての部活動が、地域クラブに切り替わるのはいつの予定か。
- ② 地域クラブ移行後、活動場所への移動中及び活動中の安全確保について、学校並びに教育委員会の関わり方は。
- ③ 活動場所への移動中の安全確保に関するマニュアルや指針等の策定は。

- ④ 活動場所への移動手段は。また、保護者等による送迎の是非は。
- ⑤ 活動場所への移動中に事故が起こってしまった場合の責任の所在や補償体制は。
- ⑥ 町外活動場所への移動費用を予算化する考えは。
- ⑦ 令和8年度から始まる播磨西小学校の水泳授業の外部委託における移動手段は。また、移動中に事故が起こってしまった場合の責任の所在や補償体制は。

## 2 町税における環境性能割の廃止について

環境性能割は、自動車取得時に環境性能に応じて課税される地方税であり、普通車は都道府県税として、軽自動車は市町村税として歳入され、加えて市町村においては、都道府県が徴収した普通自動車環境性能割の一定割合を交付金として配分されるなど、地方財政の重要な構成要素となっていました。それが廃止されるということは大幅な減収になり、自治体財政、ひいては住民サービスへのしわ寄せが懸念されます。

そのため、代替財源をどう確保するのかが大きな課題であり、国税化や別の地方税となった場合、従来の税額に見合う額が補償されるのか注視しておく必要があります。

廃止に伴う減収分について、国は地方の安定財源を確保するために、今後具体的な方策を検討し、令和8年度においては地方特例交付金によって全額を補填するとしています。

また、環境性能割は、従来の自動車取得税に代わり導入された経緯があり、環境政策と税を連動させる役割を担ってきました。

すなわち、低公害車や電気自動車の普及促進という政策目的がありましたが、廃止により購入時のインセンティブが弱まれば自治体の進める脱炭素政策に影響がでる恐れもあります。

環境性能割の廃止は税制度の変更だけでなく、町の財政、環境施策、住民サービスまで影響があると考えため、以下の質問をします。

- ① 令和8年度予算において、補填される地方特例交付金の算定方法は。
- ② 環境性能割に代わる新たな財源についての施策の見通しは。
- ③ 燃費の良い車を選ぶ金銭的メリットが減るため、町として、補助金制度の導入など脱炭素に向けた取り組みの強化が必要になると考えるが見解は。

- ④ 今般、環境性能割が廃止されるにあたり、新たな脱炭素に向けた施策等について広く職員から提案や意見を求める場や機会はあったのか。また、意見や提案はあったのか。

### 3 省エネエアコンの購入、買換えの補助について

エアコンの「2027年問題」という言葉を耳にする機会が増えています。経済産業省による省エネ基準が2027年から大きく引き上げられ、新たな省エネ基準を満たさないエアコンは2027年4月以降に製造・販売が難しくなります。

トップランナー方式により、新しい基準をクリアできない安価な機種は、市場から消え、基準を満たした性能の高いエアコンが市場に残るため実質的な値上りとなると言われています。

しかし、より省エネ性能の高いエアコンになることで、電気代の削減に加え、CO<sub>2</sub>排出量を削減し地球環境を守ることに繋がります。

今年の夏も酷暑が予想されています。5月に30度を超えるところもありました。近年では、エアコンは、生死にかかわる重要な生活必需品といっても過言ではないと思います。

そこで、省エネ推進並びに熱中症予防、そして物価高対策の観点からお尋ねします。

- ① 2027年基準を満たしたエアコンの購入や買換えに対する補助を実施すべきと考えるが見解は。

令和8年6月1日

播磨町議会  
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員  
チーム新星 細田 武男

## 一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

### 記

質 問 事 項	答 弁 者
1 はじめてのスマホについて	町 長
2 住民の防災意識について	町 長
3 自転車の安全運転について	町 長
4 自治会活動の限界について	町 長

## 1 はじめてのスマホについて

自治体窓口DXの推進として、播磨町は、マイナンバーカードを活用して申請書の記入負担を減らす「書かないワンストップ窓口」「コンビニ交付サービス」を実施していますが、さらなるデジタル推進では住民のデジタル化が欠かせません。

「播磨町プレミアムデジタル商品券」や「キャッシュレス決済サービスでのポイント給付」など、住民がスマホを使って得になるというような方向で行政は進めていますよね。プラス面だけが強調されてデジタル化が進んでいるように見えます。決してマイナス面の情報発信が少ないと言っている訳ではありません。情報を受け取る側がそのプラス面を強調して聞き取ってしまうのです。

マイナス面で一番大きいものは詐欺です。最近では、その手口が巧妙になってきており、ひと昔前のようにある程度慣れた人なら、ひと目で分かるというような詐欺ではなくなっています。

情報としては知っていて、慣れているはずの自宅の固定電話でも被害に遭われる方はおられますので、慣れない分からないスマホではなおさらです。

民間では、取扱説明書や広告等のペーパーレス化が進んでおり、また、店舗運営のデジタル化により店舗スタッフなど、携わる人が減っています。「誰一人取り残されないデジタル化」は、この世の中の動きに取り残される方を減らすため、また、行政からの情報を素早く伝えるため、そして先々には住民への配布物の印刷数を減らしたり、住民からの電子申請により、行政側の業務の効率化が図れることで、住民サービスのさらなる向上につなげるため、必要であります。

そのためには住民のデジタル化への誘導だけではなく、その後のフォローも重要だと思います。

町では、はじめてのスマホ講習会を毎年開催されています。令和8年度も、このたびの広報はりま6月号の裏表紙に3回の開催予定が載っていました。各回10名で、場所は中央公民館の1か所になります。正直、行政主導での実施については、これ以上はなかなか難しいのではないかと思います。

野添コミュニティセンターで毎月1回行われているスマホ教室ですが、素晴らしい取組です。スマホの使い方を教えるだけの講習会ではないのです。「こんなこと、今さら聞かれへん」と思っているようなことを聞ける場なのです。「家族に聞いたら、やり

方を丁寧に教えてもらえずに、面倒くさそうに操作して完了してしまう」と言われる方もおられます。1回聞いただけでは覚えられません。1回聞いて分かった気になって、改めて自分でやると「あれ、どうするんやっただけ」となることがあります。また、数日・数週間経つとすっかり忘れてしまいます。野添コミュニティセンターではスマホを教える講義のような会場形式ではなく、教える側と聞きたい側が1人対2から3人で向かい合い座って少人数のグループで行います。自分でスマホを使っている時に分からないところをメモしておいて、開催日に聞きに行くという受動的ではなく能動的な場となっています。聞きたいことが解決すれば、おしゃべりをしたり、コミュニケーションを図る場にもなります。「スマホの分からないを解決」と「おしゃべり」に加え、「開催場所に行くという行為」で心身の健康も得られる場となっています。

役場の職員が上記のようなスタッフをするにはそれが業務となり、出勤日が増えてしまうため、職員数が全然足りません。当然その達成度を求められたり、制限も多いです。行政だけで完結しようとするとう無理があります。

では、行政に求めるものは何か。核になる人の選考と事業費の付与、スムーズに開催できる仕組みづくりという前段階を行政主導でやっていけば、各コミュニティセンターや中央公民館で少しずつでも事業として拡大できていくはずですが、本当は、自治会の各公民館でできれば一番良いのですが、今の自治会運営状況を見ているとなかなかこれ以上の負担は求められません。各コミュニティセンターや中央公民館にしても余裕があるわけではないでしょうが、開催に向けた協力者を募るのは自治会よりはハードルが低いと思われれます。中央公民館の1か所ではなく、町内分散型にできれば、会場までの距離が近くなり、より参加しやすくなります。

行政側の「はじめてのスマホ講習会」は、入門コースとして、スマホ導入前の内容に特化し、導入後は地域で広くサポートする体制を官民共同で進めるのが理想と考えます。

そこで、改めて質問します。

- ① はじめてのスマホ講習会の目的とは何か。
- ② 令和6年度と令和7年度のはじめてのスマホ講習会の実績を踏まえて、今後、どのように実施していくのか。

- ③ 現在、野添コミュニティセンターで行われているスマホ教室という事業は、令和5年度から令和7年度までの3年間は県の補助金で運営していましたが、令和8年度は4年目となるため、県の補助金なしでの事業となっています。せっかく育ってきた事業が事業費不足で途切れてしまわないよう、町として補助する考えは。また、全町的に拡大していく考えは。

## 2 住民の防災意識について

消防法及び各市町村の火災予防条例により、戸建て住宅やマンション、アパートなどの集合住宅を含む全ての住宅に「住宅用火災警報器（火災報知器）」の設置が義務付けられています。新築住宅は平成18年6月から、既存住宅も平成23年6月までに全国全ての住宅に設置することが義務化されています。

住宅用火災警報器の電池やセンサーの寿命は、設置後およそ10年とされています。寿命となると火災を正常に感知しなくなる恐れがあるため、定期的な動作確認と、10年を目安とした本体の交換が推奨されています。

播磨町のホームページでは、「火災警報器は、火災を早期に発見し、生命と財産を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられています。播磨町では播磨町内の65歳以上の方、障害者手帳の交付を受けている方がお住いの世帯を対象に警報器1個分（2,000円）の費用を町が負担します。消防庁の調査によると住宅用火災警報器が設置されている場合と、されていない場合では100件当たりの火災時の死者数、損害額が約半減する結果となっており、火災警報器は生命と財産を守るためとても重要な設備です。」とあります。

「うわ。ずっと前に付けなアカンて言われてたのに、付けよ付けよと思いながら15年経ってしもた。」というような方にも、このたびの町の費用負担は良い啓発になっているかと思います。

自然災害は少ない播磨町ですが、一般住宅火災は自然災害より身近にあります。

そこで、以下の質問をします。

- ① 住宅用火災警報器の点検や、設置後10年を目安とした交換が推奨されていることの周知はされていますか。

- ② 一般の住宅用火災警報器には、消防用設備のような定期的な報告義務や、設置していない場合の直接的な罰則規定はありません。町としても、全ての住宅に付いているか把握できない状況かと思います。もう一步踏み込んだ啓発となると、町としてはどのようなことができますか。
- ③ 火災警報器とともに個々の防災という点では消火器があります。消火器については一般住宅内では設置義務はありませんが、初期消火には有効です。「デカイし、ホコリたまるし、落ち着いた部屋に何か所だけ真っ赤な物体があるのは景観上嫌や」と思っておられる方もおられるかもしれませんが、現在のものは小さくなって銀色になりました。部屋の隅っこに置いているとホコリがたまるという点では同じですが。消火器の設置もやはり有効なものですので、こういった住民の個人個人の小さなところからあらためて啓発を行い、防災を意識していくことも重要かと思いますが、考えは。

### 3 自転車の安全運転について

改正道路交通法では非常に分かりやすい法令もある一方、判断に迷う状況に出会うこともあります。自転車の利用者に聞いてみると、「歩道を走ったらアカンと言われても、車道は怖くてよう走らん」という方も多いです。このように路側帯や歩道を通行できる例外があるのを知らない方もおられます。この法令は、取り締まるのが目的ではなく、自転車の運転により被害者や加害者にならないための法令ではあるのですが、Web上でも見ることができる兵庫県警が出している、自転車の交通ルールハンドブックをしっかりと読んだとしても、判断が難しいです。例えば「路側帯や歩道を通行できる例外」を判断するのは誰か。自転車に乗る側の判断と取り締まる側の判断の違いを危惧して、自転車に乗る側は「自分の判断ではもしかしたら違反かも知れないので、危ないけど車道を走ろう」と考える方もおられます。

このような判断が必要なものは、改正道路交通法では多岐にわたります。自転車に乗る方にも、車のドライバーにも、もっと細やかな周知が必要と思われれます。

そこで、以下について質問します。

- ① 令和8年4月からの自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入で播磨町内、そ

れが難しければ加古川警察署管内での違反検挙数、また、自転車の乗り方での注意数とその内容は把握していますか。

- ② 16歳以上が対象となりますが、違反検挙や注意を受けた年齢の傾向は。
- ③ 土山駅から大中遺跡へ延びる「であいの道」ですが、これは、歩道でしょうか。その場合、自転車についてはどのような通行となるのでしょうか。
- ④ 自転車の乗り方で迷うのは特殊な場合です。啓発広告では判断できないようなことが多々あります。「こんな場合はどうするのか」という疑問に対し、Q&Aみたいなものを作る考えはありますか。

もちろん町では判断できないようなことの方が多いと思われますので、加古川警察に判断してもらい、加古川警察署管内の各市町と共有することは可能でしょうか。

#### 4 自治会活動の限界について

地域コミュニケーションはおせっかいで成り立っています。「ご近所さんを気にかける」ということです。お互い気かけあうのが地域コミュニケーションの基であり、その集合体が自治会となっています。

「ちょっと〇〇さん、こないだ広報はりまで火災報知器のことが書いとったけど、あんたとこちゃんと点検したんかいな」こういったおせっかいや世間話が、情報共有などとなり、地域コミュニケーションを維持しています。

住みやすい地域づくりには、地域の防災や防犯だけでなく、地域でのコミュニケーションが必要不可欠です。

令和7年6月定例会の私の一般質問への答弁では、多世代で交流できるような、いろいろな事業を企画するうえで、補助などについては、こども課にご相談くださいとのことでしたが、自治会によっては、そもそもそこまでできるような状況にないのです。現状維持で精いっぱいという自治会もあります。

公園清掃など、できる範囲でとは言ってもらっていますが、やはり皆さん責任感が強く、やるからにはと精いっぱいします。そしてある時、「これ以上は無理や」となって、突然できない方にシフトしてしまいます。そうなってしまってからでは元に戻すのは非常に困難になります。

前回もお伝えしましたが、役員の輪番制には限界が来ています。役員ができないか

らという理由で、自治会を退会するケースも多いですが、高齢になった方の全面的な役員の免除となると、ある班では5年未満の周期で役員が回ってくる場所もあります。だからといって、簡単に班を再編できるわけでもないため、自治会としては、完全な役員の免除規定を定められないでいます。役員に対して、従来より多くの報酬を出すのはどうかという意見もありますが、特に小さい自治会では収入も少ないため、難しいと思われます。当然、自治会費の値上げなどは、さらに理解を得にくいです。もちろん、自治会内部の話ですので行政側が介入するわけにもいきません。

救いは転入してくる比較的若い世帯の多くが自治会に入ってくれることです。これは、町が転入時にパンフレットを配って説明してくれていることが要因となっていると思われます。ただやはり、そういった方でも先々には自治会内での負担が増え、自治会離れにつながっていくことも考えられます。自治会を主導できる年代が嫌気をさして自治会離れにならないよう、負担が増えないようにしなければなりません。長年やってきたことを変えるのは非常に難しいことです。

また、子ども会やシニアクラブなどが相次いで解散という話を聞きます。コミュニケーションが減っていく中、まずは根っこになる部分である自治会の交流を深めることが必要と思われます。

そこで質問します。

- ① 居場所づくりに町は力を入れていますが、それをもっと小さい単位でのコミュニティとして、単独の自治会または小さい自治会では隣の自治会と一緒に居場所を運営できるよう、支援するお考えは。
- ② 制度的なものだけではなく、現在小さい単位で居場所づくりをしているところなどをモデルとして、実現に向けて紹介やサポートをするような体制は可能でしょうか。

令和8年6月1日

播磨町議会  
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員  
チーム新星 大北 良子

## 一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

### 記

質 問 事 項	答 弁 者
1 町内の居場所づくりについて	町 長
2 全ての子供たちに体験の機会を	町 長
3 今後の町内イベントの在り方について	町 長

## 1 町内の居場所づくりについて

近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、孤独・孤立の問題が全国的な課題となる中、子供から高齢者まで誰もが安心して集い、交流し、共に支え合える「居場所」の重要性が高まっております。居場所は単なる集まる場ではなく、人と人とがつながり、見守りや助け合いが生まれ、さらには孤独・孤立対策の取組を推進し、地域福祉の向上にもつながる大切な拠点であります。

「ひとりでいること」自体は決して悪いことではありませんが、問題なのは、悩みや困りごとが生じた際に1人で抱え込んでしまい、それが複雑化・深刻化することです。令和7年度の内閣府孤独・孤立対策推進室による全国調査「人々のつながりに関する基礎調査」では、約4割の人が孤独を感じ、孤立については、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが月に1回以下という人が約4割という結果がでています。本町においても、住民主体によるサロン活動や交流の場づくりなど、様々な取組が進められておりますが、今後さらに多様な世代が気軽に参加できる居場所づくりを進め、それを広げていく必要があると考えます。

そこで、本町における現状と課題、今後の支援の在り方について質問いたします。

- ① 居場所づくり事業を播磨町社会福祉協議会へ委託して1年が経過しましたが、この間、町内の居場所づくりの推進に向けて具体的にどのような取組を実施され、どのような成果があったのかお伺いします。
- ② 現在、既存の居場所や新たな立ち上げを希望する地域団体・住民に対し、播磨町社会福祉協議会と連携してどのような支援を行っているのか。また、課題をどのように把握されているのかお伺いします。
- ③ 今後、さらに播磨町内全域へ居場所づくりを広げていくために、町としてどのような方向性で取り組まれるのかお伺いします。
- ④ 居場所づくりを進めるにあたり、居場所コーディネーター、播磨町社会福祉協議会、そして播磨町行政それぞれが担う役割をどのように整理し、相互に連携しながら事業を推進されているのか。
- ⑤ 今後、町内全域へ継続的に居場所づくりを広げていくために、居場所コーディネーター、播磨町社会福祉協議会、行政の三者がそれぞれどのような強みを活かし、

責任を持って取り組んでいくのか。

- ⑥ 令和8年3月定例会での河野照代議員の代表質問にもありましたが、シニア世代にもボランティアや地域のために何かしたいという思いがあります。そのような、どこの組織に属して活動すれば良いのか分からないという住民のために、居場所づくりに属して行動してもらおうという仕組みを構築することはできないのか。

## 2 全ての子供たちに体験の機会を

子供たちの成長過程において、運動、文化活動、自然体験、地域活動、部活動など、様々な体験を重ねることは、心身の健やかな発達や社会性、自信、挑戦する力を育むうえで大変重要であります。学校での学びだけでは得られない経験を通じて、仲間との協調性や達成感、将来への夢や可能性が広がっていくものであります。

しかしながら、現実には、障がいの有無、家庭環境、経済状況、送迎の課題、受け入れ体制の不足などにより、体験の機会に差が生じているケースも少なくありません。

本来、子供たちの可能性は等しく尊重されるべきであり、障がいの有無に関わらず、希望をすればスポーツや習い事、課外活動、部活動などに参加できる環境が地域にあることが、当たり前の社会であるべきと考えます。

子供たちと地域の大人たちが共に活動することで、障がいを持つ子供たちの運動の機会ができるのではないのでしょうか。また、それは地域交流や社会参画の場として、重要な役割を担うことにもなります。

地域全体で多様性を学び、考え、共に支え合う貴重な機会は、インクルーシブな社会の構築につながります。

そこで、播磨町における現状の認識と課題、今後、全ての子供たちに平等に体験の機会を保障していくための取組について、質問いたします。

- ① 毎年、障がい児の保護者の会「はまなすの会」と町内事業者が協力して「障がいを持つ子供たちが気兼ねなくできるトランポリンや体操の体験」を実施しています。住民と行政が共に取り組み継続していくことは可能でしょうか。

- ② 従来、一部の保護者が企画や当日の段取りをしているため負担がかかっています。存続のために行政やボランティアの力を集結して「実行委員会」のような形を構築

することは可能でしょうか。

### 3 今後の町内イベントの在り方について

町内で播磨町行政が主体となって実施している「大中遺跡まつり」や「はりま春風フェス」については、年々、委託料が増加しており、物価及び人件費高騰の折り今後の費用拡大が懸念されます。

一方、近隣の明石市や加古川市では、民間事業者や地域団体または実行委員会等が主体となりイベントを立ち上げ、行政は後援や一部支援にとどまる形で運営されている事例が多いです。

従来から守り続けてきた「大中遺跡まつり」は、大中遺跡の歴史や文化を次世代へ伝承する重要な役割を担っており、「はりま春風フェス」についても、健康福祉フェアの時代から住民に親しまれ、地域交流や福祉意識の醸成に寄与してきました。こうしたイベントの良さや伝統を大切に守り継承していく一方で、近年は委託料や職員負担も増加傾向にあります。

今後は、行政が主催者として運営を担い続けるだけではなく、地域団体や民間事業者、住民主体の実行委員会等が中心となり、行政は「主催」から「支援」へ役割を転換していくべきと考えます。

また、協賛企業の募集やクラウドファンディングの活用など、多様な財源確保に取り組むことで財政負担を抑えるとともに、播磨町を愛する住民や近隣市町の方々も巻き込みながら、より多くの人に愛されるまちづくりの一端を担うイベントへ発展させていく考えはあるのか、町の見解をお伺いします。

- ① はりま春風フェスの令和8年度のプロポーザル決定事業者は。
- ② 令和7年度までの事業者との大きな違いは。
- ③ 予算額が上昇していることについて、どう考えているのか。
- ④ 委託料及び職員負担を減少させるには、どうすれば良いと考えているのか。
- ⑤ 古代の歴史を感じる「大中遺跡まつり」と健康福祉フェアからの流れの「はりま春風フェス」の想いを継承しつつ、「実行委員会」を立ち上げて住民主導で行うイベントに転換していくお考えは。